

ジェネリック医薬品 [後発医薬品] を ご存じですか



ジェネリック医薬品は新薬の特許期間の後に作られる価格の低い薬です

新薬は膨大な費用と歳月を費やして開発されるため、開発した製薬会社だけが特許期間中（20～25年）製造販売ができますが、ジェネリック医薬品は特許期間が切れた後、新薬と同じ成分を使って製造され、研究・開発にかかる時間も費用も少なく、価格は新薬の2～7割に設定されてます。

米英独では使用される医療用医薬品の約半分以上がジェネリック医薬品です

欧米ではジェネリック医薬品の使用を希望する人が50%以上を占め、薬剤費節減に成果をあげており、WHO（世界保健機構）でも使用を推奨しています。

日本のジェネリック医薬品のシェアは、2割に満たないのが現状ですが、ジェネリック医薬品の使用は皆様の自己負担額や健康保険財政の軽減はもとより保険料の負担軽減にもつながることから国では平成24年度までに30%にすることを目標にしております。

効能と安全性

新薬と同じ成分を使って製造されており、効能と安全性は確認されております。

使用するメリット

薬代が安いと皆様の負担も減り、医療費の節約や適正化につながり、年々上昇が予想される保険料負担の削減にもなります。

ジェネリック医薬品を使用するには

医療用医薬品ですので病院や診療所の**医師の処方せんが必要**です。

使用促進のための環境整備として平成20年4月から、処方せんの様式が変更されました。

処方せん右下欄に**医師の「署名がなければ」ジェネリック医薬品への変更が可能**とされます。

処方せん

備考

後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可の場合、以下に署名または記名・押印

保険医署名

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号							
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名		公費負担医療の受給者番号							

これまでの「後発医薬品への変更可」から変更

●新薬とジェネリック医薬品との価格の比較例（患者負担は3割負担額）

	薬代	新薬	ジェネリック医薬品	差額
糖尿病で28日分の薬を処方された場合	合計	2,996円	1,101円	1,895円
	患者負担額	898円	330円	568円 年間では6,816円安くなります
高血圧症で28日分の薬を処方された場合	合計	8,204円	2,389円	5,815円
	患者負担額	2,461円	716円	1,745円 年間では20,940円安くなります

(厚生労働省保険局医療課発表資料より)